

(2) 申請書に記載すべき土地の表示は従前の土  
理事業の施行者とする。

する場合は、農地法施行規則第四条第一項第一号の規定による申請者は、当該土地区画整  
定めた手続きにより、農業委員会を経由して都道府県知事に届出書を提出することになつています。

## ○土地区画整理施行地区内の

### 権利の移動について

(昭和四七・一〇・三)

農林省農地局管理部農地課長通知  
財団法人日本民営鉄道協会理事長から、別紙一  
の照会があり、これに対し別紙二のとおり回答  
したので、貴管下都府県農地主務課および農業委  
員会に対してこの旨周知されたい。

民鉄協企第五八号

昭和四七年七月三一日

社団法人日本民営鉄道協会理事長

農林省農地局管理部農地課長殿

土地区画整理施行地区内の権利の移動

について

平素は種々ご指導ご高配を賜わり厚く御礼申し  
あげます。

さて、ご多忙中誠に恐縮であります、標記に  
関し別紙質疑各項につきご回答賜わりたく、この  
段お願い申しあげます。

土地区画整理施行地区内の農地の権利

移動について

土地区画整理法第一四条第一項の規定にもとづ  
き、土地区画整理組合の設立認可を受けた当該市  
行地区内の農地で、都市計画法第七条第一項の市  
街化区域と定められた農地について、転用のため

民間企業（地方鉄道業）が住宅地供給事業を土  
地区画整理事業と併せて行なう場合、相当面積の  
土地買収を行ない、一定地域の所有者と土地区画  
整理手法により宅地造成をすることが多いが、こ  
の場合、農業委員会が当該知事への転用届出書  
の受付に際し、農地法、同附属法令所定の事項を  
完全に充足している転用届出書の提出があるのに  
かかわらず、土地区画整理法第九八条の規定によ  
る仮換地の指定がないと、転用届出書が受理され  
ない傾向があります。

については、上記の事情につき、下記事項に関し、  
農地法上の御見解をお伺いいたします。

問一 農地法およびその附属法令の定める必要記  
載事項ならびにその添附書類が完備している御  
見解をお伺いいたします。

問二 倉庫に行政上の運用措置として法定要件の  
拡大が届出書の受理者（農業委員会、知事）

のご判断により認められるとしても御承知の  
とおり土地区画整理事業は、その完成まで数  
年以上の年月を要し、現実には仮換地の指定

をうけるのは当該農地に係る宅地造成工事の  
進捗率が、七〇%ないし八〇%の時点とされ  
るのが普通であります。然るに、農地法施行  
規則第六条の二第二項の定めるところによれ  
ば、転用届出書の農業委員会経由知事にて提出  
の時点は、当該宅造行為の着手前五〇日前ま

問三 若しかりに問一、二に関する貴職の御見解

が、土地区画整理事業施行地区内の農地の転  
用届出に当たり、仮換地の指定は関係なしとす  
るならば今後農地の転用届出に際しては、下

記の添附書類を附して農業委員会に届出書を  
提出することによろしいでしようか。

記 土地区画整理法第一八条の規定による事業計画  
図書ならびに土地の所有者および借地権者の同意  
書（農地または採草放牧地について賃貸借のある  
場合は農地法第二〇条の許可書）を添附すること。

または、土地区画整理法第一四条第一項の規定  
にもとづく土地区画整理組合の設立認可書を添附  
すること。

別紙二 土地区画整理法第一八条の規定による事業計  
画図書ならびに土地の所有者および借地権者の同意  
書（農地または採草放牧地について賃貸借のある  
場合は農地法第二〇条の許可書）を添附すること。  
また、土地区画整理法第一四条第一項の規定  
にもとづく土地区画整理組合の設立認可書を添附  
すること。

別紙二 四七一一一

昭和四七年一〇月三日

農林省農地局管理部農地課長

財団法人日本民営鉄道協会理事長殿

土地区画整理施行地区内の権利の移動

について（回答）

昭和四七年七月三一日付け民鉄協企第五八号を  
もつて照会のあつたことについては、下記の  
とおり回答する。

なお、都道府県農地主務課および農業委員会に  
対しては、地方農政局農地課を通じて指導するこ  
ととしたので念のため申し添える。

# 一 通知 工場立地の調査等に関する法律の運営に関する覚書

八〇六

記

1 民間企業から、都市計画法による市街化区域内の農地であつて、土地区画整理法第一四条第一項の規定による設立認可のあつた土地区画整理組合の施行に係る事業施行地区内の農地（同法第九八条第一項の規定により仮換地若しくは仮換地について仮に権利の目的となるべき土地若しくはその部分を指定した場合は同法第一〇〇条第一項の規定により土地若しくはその部分について使用若しくは収益することを停止させた場合、それらの処分により使用しましたは収益することができなくなつた農地を除く。）について、土地区画整理事業の施行として行なう宅地造成事業の用に供するため農地法第五条第一項第三号の規定による届出があつた場合、その届出書に同法施行規則第六条の二に規定する事項等が記載され、かつ、必要な添附書類が具備されており、所定の要件を備えているものであると認められる場合には、適法な届出として受理されるものである。

2 この場合における同条第二項の届出の時期が、土地区画整理法第九八条の規定による仮換地の指定があつた後でなければならぬ理由はないから、当該届出に係る経由庁および処分庁が届出に係る農地について前記仮換地の指定があつた後でなければ、その届出書の受付けおよび適法な届出の受理ができるものであるとす

らかじめ農林大臣に意見をきくため連絡するものとする。

4 通商産業大臣は、法第五条の規定による助言をしようとする場合において、当該団地内に相当面積の集団した農地若しくは林地が存在する

3 民間企業がかかる農地について、前記のようないし地区画整理事業の施行として行なう宅地造成事業の用に供するため農地法第五条第一項第三号の届出をする場合に当該届出書に添付すべき都市計画法第二九条の許可を受けたことを証する書面の取扱については、次の(ア)から(ウ)までに掲げる書面等を添付することとし、同法施行規則第六条の二第三項に規定する「都市計画法第二九条の許可を受けたことを証する書面」の添付を要しない。

(ア) 土地区画整理組合の設立認可書面の写し  
(イ) 届出に係る農地等が、(ア)の設立認可のあつた土地区画整理組合の施行に係る事業地区内にあることを明らかにした図面

(ウ) 届出に係る農地等が、(ア)の設立認可のあつた土地区画整理組合によつて、土地区画整理事業の施行として宅地の造成が行なわれるものである旨を明らかにした都道府県知事の証明書

(ii) 鉱業・工業・中小企業  
○工場立地の調査等に関する覚書  
法律の運営に関する覚書  
(昭和三四年一月六日  
三四企一一三一  
三四農地二九五)

農林事務次官、通商産業事務次官通  
知

通商産業省及び農林省は、工場立地の調査等に関する法律の施行に関し、次のように了解する。

1 工場立地の調査等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の「その他、調査に関する重要事項」には同条第二項の調査対象団地の選定方法及び調査事項を含むものとする。

2 法第二条第二項の資料には、当該団地が工場又は事業場の用に供されることとなつた場合における当該団地、その周辺の地域及び当該団地の関連水域の農林水産業に及ぼす影響を考慮する場合に必要な資料として、別紙に定めるものとする。

大臣は、調査対象団地の選定方法を

林計画の有無

その他

定めた事項

特に必要があるものとして両省が協議して

2 当該団地隣接地域の土地利用状況及び土地改良事業の概況

① 取水排水見込地点の近傍における水利権の存否、水利権の内容

② 取水見込地点が河川である場合においてそ